

Title	尊経閣文庫所蔵『外記補任』の補訂(I) : 八・九世紀分について
Sub Title	The supplementary correction on the Gekibunin (『外記補任』) (I)
Author	中野, 高行(Nakano, Takayuki)
Publisher	三田史学会
Publication year	1986
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.55, No.4 (1986. 5) ,p.107(377)- 124(394)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19860500-0107

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

尊経閣文庫所藏『外記補任』の補訂 (I)

——八・九世紀分について——

中 野 高 行

目 次

- 一 はじめに
- 二 尊経閣文庫所藏『外記補任』の書写過程について
- 三 『外記補任』の補訂
桓武天皇 延暦十一年(以上本号)
- 四 補訂の解説
- 五 尊経閣文庫所藏『外記補任』の史料的价值について
- 六 尊経閣文庫所藏『外記補任』の素材について

一 はじめに

太政官の成立過程および唐の三省との比較に関する論考は多いが、太政官の組織そのものを研究したものはあまり多いとは言えない。たとえば外記について専論した論文は多くなく、外記の基本的な職掌の研究や外記に任じられた者の性格に関する分析はほとんど手がつけられていない。

本稿で取り上げる『外記補任』は、他史料からは知ることのできない外記補任者を少なからず掲載しているほか、

補任・辞職の時期を明示しているので、外記の補任状況を知るには極めて貴重な史料である。しかし『外記補任』の記述には明らかな錯簡・誤写が見出せるうえ、『外記補任』にのみ記されている記事がどの程度の信頼性を有しているかは、従来検討されることがなかった。

そこで本稿では外記補任者を確定する作業の前提として、『外記補任』の史料的价值の検討を試みる。ただ平安中期以降は外記が中原・清原両家の世襲が強くなることおよび、『外記補任』の史料的价值を吟味するうえで最も信頼できる六国史が九世紀後半で終結していることから、本稿ではとりあえず九世紀末までを扱うこととし、以降の分の検討については後日に期する。また現存する『外記補任』の書き出しは天応元年であるが、便宜上八世紀分についても他史料に見える外記を補充しておいた。

二 尊経閣文庫所蔵『外記補任』の書写過程について

『外記補任』の内容を検討する前に、『外記補任』の成立過程について簡単に触れておく。ただ本稿では八・九世紀分についてのみ言及するので、当該時期の外記名を掲載する前田育徳会尊経閣文庫所蔵『外記補任』を中心に述べる

天応元年 (781)	尊本・ 經第二 閣一冊
寛弘6年 (1009)	
平治元年 (1159)	壬生家 本
承元5年 (1211)	
建治元年 (1275)	尊本・ 經第四 閣三冊
康暦2年 (1380)	
寛永7年 (1630)	無窮会 本
宝暦12年 (1762)	

表1. 現存する『外記補任』諸本の掲載範囲

〔補注〕
こととする（表1参照）。

尊経閣文庫所蔵『外記補任』（以下「尊経閣本」と略記す）の奥書きには左記の二つがある。

A 第一冊奥書

① 以局務本書写之、^②文安丁卯林鐘十一校了、〔花押〕

③ 御本 銘云外記補任第一起天應元至寛弘六

B 第二冊奥書

① 文安丁卯林鐘上旬、請局務御本書写也、翌日校了、〔花押〕

③ 本云 校了、以堀川学士本重校了、隼人正校之、^⑥又以官務本校了、永和三七卅

（読点は和田英松氏による。^②○数字と点線は筆者）

和田氏は天応元年から寛弘六年分を一巻と記され、右のBの奥書のみを掲出されているが、^③尊経閣本の現本は当該期の分を第一・第二と分冊にしている。これらはもと一本であったと考えられるが、^④Aのごとく現行本の第一にも奥書があるので、一巻とは数えず二巻分としたい。

ところでA・B二つの奥書きを有する尊経閣本は表1に示したごとく、長期間の欠落のち建治元年から康暦二年分を掲載する第三・第四と共に四冊から成っているが、その成立過程については二説が対立している。

第一の説は和田英松^⑤・土田直鎮^⑥両氏の示されたもので、A・B（和田氏はBのみ）の奥書きを提示されたうえで、永和三（1377）年に官務本による校合をうけた局務本を、文安丁卯^④（1447）年に書写したとする。両氏は第三・第四冊の成立について直接触れておられないが、全冊永和三年成立と考えられているようだ。和田氏については、Bを挙げ、

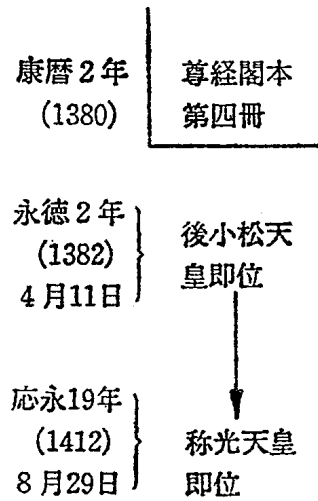


表2. 尊経閣本第四冊
掲載範囲の下限
と後小松天皇の
治世

これによれば、康暦は、追記なるが如し。⁽⁷⁾
と述べられているので、第四冊の成立を永和三(1377)年とされ
たうえで、それ以降の康暦(1379—81)分を追記と考えて
おられることが明らかであり、全冊を永和三年成立と見ておられる
ことは間違いない。

蔵解説の見解である。その論拠は、第三冊の外題に、

自後宇多院御代至後小松院御代

とあるのに注目し、もと一冊であった第三・第四冊が後小松天皇代の分まで掲載していたことを論じ、成立をそれ以降とするのである⁽⁸⁾。(表2参照)。このように考えれば、

……康暦二年ハ後円融帝ノ御代ナレハ第三冊外題ニイヘル後小松院御代マテニ尚数年間ノ補任ナカルヘカラス本書康暦ニテ終レルハ以下闕失セルナルヘシ⁽⁹⁾

と結論づけることは自然である。

このように、尊経閣本の成立については、前掲A・Bの奥書をもとに第一～第四全冊を永和三年成立とみる和田説(土田説も同様か)と、第三冊の外題をもとに第三・第四冊のみは後小松朝以降の成立とする尊経閣文庫所蔵解説の説のあることが判明した。両説ともに根拠がありにわかには優劣をつけがたいが、第四冊の末尾部分(康暦年間分)を一方では追記とし、他方では欠失のあるものとする一点をみても、全く対立するものであることは明白である。そこで以下私見を述べ、先学の指摘せぬ点を補いつつ、尊経閣本の成立過程を復元してみたい。

まず前掲のA・B奥書から判明する事実を以下列記する。

第一に、A①・B①から尊経閣本の第一・第二冊が「局務御本」を底本とし、文安丁卯^{〔4年〕}（1447）年六月（林鐘は六月の別称）上旬に書写されたことがわかる。

第二に、局務御本の書写本はB②によれば書写の終了した翌日に校合を済ませられた。そしてB②と同様朱書されているA②はこの時に書かれたと考えられるので、校合は六月十一日に行なわれたと考えられる。

第三に、尊経閣本の祖本となった「局務御本」はA③によれば天応元年から寛弘六年までを記したものであったことがわかる。

第四に、Bの「本云」の「本」は「局務御本」のことと考えられるので、B③にあるように底本から書写校合が終つてのち、更に堀川学士本との校合が行なわれ（B④）、隼人正がこれを校し（B⑤）、加えて官務本をもって校合が行なわれたことがわかる（B⑥）。隼人正の校合と、堀川学士本との校合の関係が曖昧だが、これら一連の作業が永和三（1377）年七月三十日までに終了したことは確実であろう。

第五に、A③に「外記補任第一」（傍点筆者）とあることから、文安度の書写の折に「第二」（と呼ばれていたかは確証がないが）の「外記補任」もあった可能性がある。この点については後に詳述する。

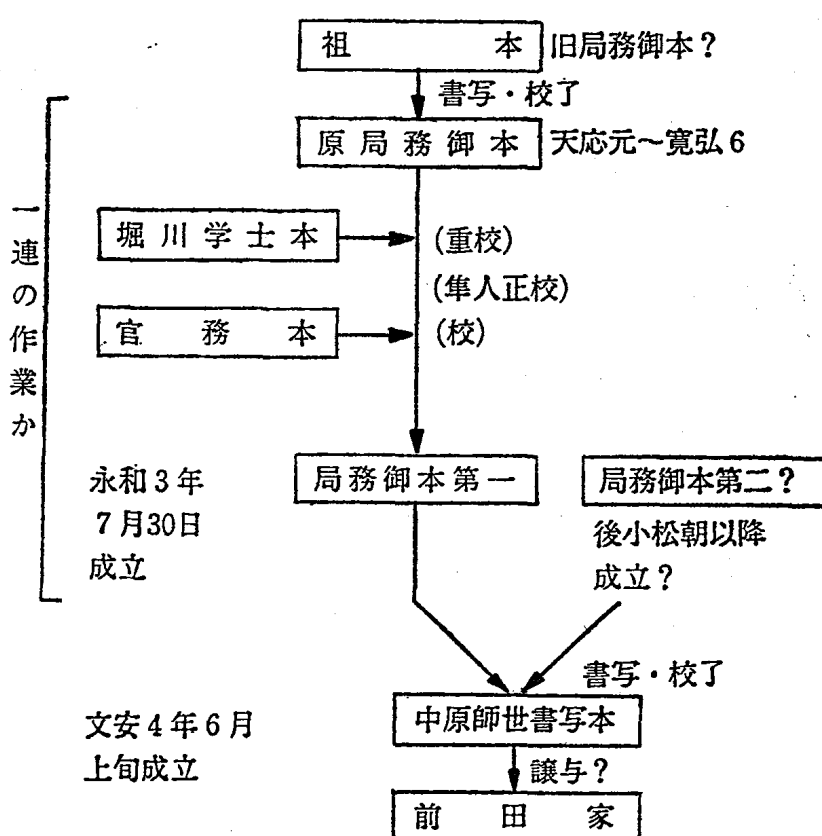
以上五点にわたり私見を列挙したが、これらは全てA・B奥書による結論なので、第五以外は厳密に言えば第一・第二冊の成立過程を示しているとするのが妥当である。それゆえ第三・第四冊の成立の経緯については不明とせざるを得ないが、以下にあげる理由から後小松朝以降の成立と考えたい。

すなわち、もと一冊であったと思われる第三・第四冊の編纂が、永和度に第一・第二冊分の書写と校合を行った人々によってなされたと考えられるからである。永和度の一連の作業を誰が行ったかはA・Bの奥書きからだけではよ

くわからないが、B⑤に出てくる隼人正が参加していたことだけは確実である。隼人正とは第四冊に貞和二(1346)年から永和五(1379)年まで外記として登場している中原康隆のことである。それゆえ永和度の作業に現役の外記が参加していたことが確かめられるのである。更にこの時の作業に「官務本」が用いられていることは重要である。「官務本」は官務家の管理する官務文庫に収蔵されていたものと推定されるが、官務文庫は当時太政官文殿の機能を肩代わりしており、時の政権から特別の保護をうけるなど、非常に重要な存在であった。⁽¹⁰⁾それゆえ「官務本」

の利用はよほどのことと考えてよい。

表3. 尊経閣本の成立過程私案



このように、現職の外記が参加し、貴重書である「官務本」を利用してまで行なわれた「局務御本」の作成とは何だったのだろうか。それは「御本」(傍点筆者)という言葉からわかるように、(おそらくは勅命にもとづく)朝廷の公的事业と考えるべきではなかろうか。そして永和度の局務御本の作成が朝廷の公的事业であれば、一つの推測が可能となる。つまり、当時局務に存した旧来の「外記補任」は(理由はわからないが)永和度に他の諸本との校合を経たものに再編集され、「局務御本外記補任第一」として成立した。ところが以後の外記補任が欠失していたので、永和三年以降も外記補任の刊修がすすめられ、後小松朝までその作

業が続行した、というものである。そして康暦以降後小松朝の部分は散失してしまった。このように考えれば第四冊の末尾部分は説明できると思う。あくまで一試案だが、永和度の作業の性格を考える時上述のごとく推定することは可能と思われるので一応提示しておきたい。

以上述べてきた私見を図示すると表3のようになる。文安度の書写は第四冊表紙裏にある「大外記師世」によるものとみてよいだろう。⁽¹¹⁾中原氏の人物と推定される。この人物の所有していた『外記補任』がどのようにして前田家に入手されたのかは不明だが、本稿で扱う八・九世紀分の掲載されている第一冊の成立過程は大体理解できよう。

註(1) 橋本義則「『外記政』の成立」『史林』第六四巻―第六号。古瀬奈津子「宮の構造と政務運営法」『史学雑誌』第九三編―第七号、など。しかし両氏の論考は古代政治史の中における外記の位置づけを意図したものであり、外記そのものの特性を論じたものではない。

(2) 和田英松『本朝書籍目録考証』五三二頁。

(3) 同右。

(4) 尊経閣文庫所蔵解説(室甲―二九、筆者不詳)。「群書解題」第二下、補任部(二)外記補任の項(土田直鎮氏執筆)一〇五一―一〇六頁。

(5) (2) 五三二―五三三頁。

(6) (4) と同じ。

(7) (2) 五三三頁。

(8) (4) と同じ。

(9) 同右。

(10) 橋本義彦「官務家小槻氏の成立とその性格」『平安貴族社会の研究』三三四―三三五頁。

(11) (4) の解説。

〔補注〕 壬生家本『外記補任』については、吉川弘文館『国史大辞典』第五卷(昭和六十年二月発行)八一頁の「外記補任」の項(菊池康明氏執筆)を参照。

三 『外記補任』の補訂

凡 例

一、本稿は前田育徳会尊経閣文庫所蔵『外記補任』（天応元年～康暦二年）のうち、八・九世紀（大宝元年～昌泰三年）の分につき、諸史料による補足・校勘を加えたものである。

一、本稿は前掲『外記補任』第一冊を底本とする。

一、大宝元年から宝亀十一年までは底本がないので、続日本紀・正倉院文書・令集解より新たに編集した。

一、天応元年から昌泰三年までは、日本書紀を除く六国史および類聚国史・類聚符宣抄・二中歴等によって補足し、出典名を略記号で記した。略記号は以下のごとくである。

続紀…続日本紀 後紀…日本後紀 続後…続日本後紀 文徳…日本文徳天皇実録 三実…日本三代実録

類…類聚国史 符宣…類聚符宣抄 二中…二中歴 大日古…大日本古文書 要…政事要略

なお底本の地の文以外は全て「」でくくった。ただし宝亀十一年までの部分は底本がないので「」でくくらなかった。

一、本稿では利用の便宜をはかって底本にない左記の事項を加えた。

1、各年号を天皇の代ごとに区分し、天皇名を冒頭に記した。

2、補任の場合には○、転任の場合には△、離（辞）任・死去の場合には×を姓名の肩に付した。

3、底本に明らかな誤まりのある場合は当該文字を正し、左傍に・を付した。また脱漏は字を補ない□でかこつた。

4、『続群書類従』四輯上の『外記補任』に誤まりのある場合は該当文字の左傍に。を付した。

5、朱筆は「」でくくった。

一、年号を「同」と省略した箇所も年号を記すように改めた。

一、符宣・要の下のアラビア数字は、新訂増補『国史大系』『類聚符宣抄』および『政事要略』の頁数をあらわす。

一、復元とあるものは、錯簡を考証し訂正したことを示している。考証の内容は四補訂の解説を参照。

一、本文中で*1などと記したものは、四補訂の解説での説明文の番号と対応する。

本文

文武天皇（以下私案）

大宝元年

大宝二年

大宝三年

慶雲元年

慶雲二年

慶雲三年

元明天皇

慶雲四年

和銅元年

和銅二年

和銅三年

和銅四年

大外記 正七位下 伊吉連子人

令集解卷七僧尼令14任僧綱条所引釈説、新訂増補『国史大系』二三三頁九行目、令師大

外記正七位下伊吉連子人、

和銅五年

和銅六年

和銅七年

元正天皇

靈龜元年

靈龜二年

養老元年

養老二年

養老三年

大外記 從六位下 白猪史広成 続紀、閏七月丁卯以大外記從六位下白猪史広成、為遣新羅使、

養老四年

養老五年

養老六年

養老七年

聖武天皇

神龜元年

神龜二年

神龜三年

神龜四年

神龜五年

天平元年

天平二年

天平三年

天平四年

天平五年

天平六年

少外記

正七位上

壬生使主宇太麻呂

大日古一—596、出雲國計会帳、造公文使録事勲十二等、

天平七年

天平八年

天平九年

大外記

從六位下

大倭忌寸水守

統紀、十一月壬辰、

天平十年

天平十一年

天平十二年

天平十三年

天平十四年

天平十五年

天平十六年

天平十七年

天平十八年

天平十九年

天平二十年

孝謙天皇

天平勝宝元年

天平勝宝二年

天平勝宝三年

天平勝宝四年

天平勝宝五年

天平勝宝六年

天平勝宝七年

天平勝宝八年

天平宝字元年

廢帝

天平宝字二年

天平宝字三年

天平宝字四年

大外記 正六位下 高丘連比良麻呂 大日古十四—411、東大寺写經所解案、

天平宝字五年

大外記 外從五位下 池原公禾守 大日古四—499、十五—111等、奉写一切經所解案、兼坤宮少疏、

少外記 田口大立 大日古十五—130、神祇大輔中臣毛人等百七人歷名、

天平宝字六年

天平宝字七年

大外記 外從五位下 伊吉連益麻呂 統紀、正月壬子補任、

称徳天皇

天平宝字八年

大外記 外從五位下 高丘連比良麻呂 大日古四—192・194、十六—504、兼内蔵助、統紀、九月壬子、

天平神護元年

天平神護二年

神護景雲元年

大外記 從四位下 高丘連比良麻呂 統紀、三月己巳大外記遠江守從四位下高丘連比良麻呂為兼(法王宮職)亮、

從五位下 池原公禾守 統紀、九月辛亥從五位下池原公禾守為造西隆寺次官、大外記右平準令如故、

神護景雲二年

大外記 從四位下 高丘^x宿祢比良麻呂 統紀、六月庚子卒、兼內藏頭遠江守、

從五位下 池原公禾守 統紀、七月壬申為播磨介、大外記如故、

神護景雲三年

大外記 從五位下 池原^x公禾守 統紀、六月庚申為修理次官、

光仁天皇

宝龜元年

宝龜二年

宝龜三年

大外記 外從五位下 內藏^o忌寸全成 統紀、四月庚午補任、

外從五位下 豎部^o使主人主 統紀、十一月丁丑補任、

宝龜四年

宝龜五年

大外記 外從五位下 內藏忌寸全成 統紀、三月癸卯問^ニ(新羅使)來朝之由、九月庚子為兼越後介、

宝龜六年

宝亀七年

大外記 從五位下 羽栗翼 統紀、三月癸巳為兼勅旨大丞、

宝亀八年

大外記 從五位下 池原公木守 統紀、正月戊寅為兼大外記、主計頭、

宝亀九年

宝亀十年

宝亀十一年

桓武天皇（以下拠尊經閣本）

〔天応元年〕 〔辛酉〕

〔統紀、五月癸未〕 大外記外從五位下 上毛野公大川 五月〔統紀、癸未〕兼山背介初任可勘之

〔延暦元年〕

大外記外從五位下 朝原忌寸道永閏正月〔統紀、庚子〕任

少外記秋篠安人 六月任 少内記 元播磨少目
六月任 少外記 * 1

〔延暦二年〕

大外記外從五位下 朝原道永十一月〔統紀、乙酉〕兼大学助

〔二中〕 少外記、秋篠安人

尊經閣文庫所藏『外記補任』の補訂（I）

少外記 内蔵賀茂曆[○] 八月任元式部少録

〔延暦三年〕

〔統紀、三月乙酉〕

大外記外從五位下 朝原道永 三月〔統紀、乙酉〕兼越後介止助

〔三史〕

大外記、秋篠安人[△] 〔三史、六月任大外記〕 * 2

〔延暦四年〕

〔統紀、十一月丁巳〕

大外記從五位下^x 朝原道永 正月〔統紀、八月己巳〕入内十一月〔統紀、丁巳〕遷皇太子學士

大外記秋篠安人

〔延暦五年〕

〔統紀、六月丁卯〕

大外記從五位下[○] 上毛野公大川 可勘任日六月〔統紀、丁卯〕兼主計頭更任

大外記秋篠安人

延暦六年

自少外記任大外記例

大外記 正六位上

秋篠宿祢安人 三月任兼播磨少目元少外記

正

内蔵宿祢賀茂曆

少外記 從六位上

林宿祢沙婆已^{カクノイ} 上三人注^交 六人野行幸日記

延暦七年

大外記 秋篠安人

内蔵賀茂曆

少外記 林沙婆

○ 中 科 巨 都 雄 七 月 任

延曆八年

大外記 外從五位下 秋篠安人 七月七日
叙外從五位下

内蔵賀茂曆

少外記 林沙婆

権少外記 池原諸梶

権少外記 池原諸雄 四月任元兵部少錄

延曆九年

〔兼兵衛佐〕

大外記 外從五位下 秋篠安人三月〔統紀、壬戌〕兼〔右〕兵衛佐月日〔統紀、十二月辛酉〕改宿祢賜朝臣

内蔵賀茂曆

少外記 [△] 池原諸梶 三月轉

中 科 巨 都 雄

延曆十年

〔兼大判事〕
〔遷少納言〕

大外記 從五位下 ^x 秋篠朝臣安人 正月七日入内二月〔統紀、甲辰〕兼大判事三月遷少納言

○ 高 村 忌 寸 田 使 三月任
策家

少外記 池原諸梶

尊經閣文庫所藏『外記補任』の補訂（I）

中科巨都雄

延曆十一年

大外記 外從五位下 高村忌寸田使正月七日叙位

△池原諸梶三月轉任

少外記 中科巨都雄

○息長家成三月任元少判事